

## 仕 様 書

### 1. 件名

長崎港湾合同庁舎冷暖房空調設備 A 重油購入

### 2. 目的

長崎港湾合同庁舎で使用する冷暖房に必要な A 重油の購入

### 3. 規格（油種）及び予定数量

A 重油 約 21,000 リットル

\* 予定数量は、増減を生じる可能性があるが、過不足の保証は行わない。

### 4. 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

### 5. 履行場所

長崎港湾合同庁舎 長崎市松が枝町 7 番 2 9 号

### 6. 検査

給油終了後、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

### 7. その他

- (1) 契約単価は油種ごとの同一単価とする。
- (2) 給油の都度、油種・数量及び給油日を記載した納品書を発行すること。
- (3) 職員の確認（サイン等）を受けた後、納品書等の書類を職員に渡すこと。
- (4) 請求書は 1 か月分の給油数量をとりまとめ、作成し、翌月に提出すること。請求合計金額に 1 円未満の端数がある時はその端数を切り捨てること。
- (5) 契約単価は、経済界の急激な変動その他やむを得ないときは、受注者・発注者協議のうえ変更することができるものとする。ただし、協議が成立しないときは、発注者の意思に従うものとする。
- (6) 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。
- (7) その他本契約に関して疑義が生じた場合には、受注者・発注者協議のうえ解決するものとする。